

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会議の名称	定例庁議	
開催日時	午前9時30分から 平成30年11月8日（木） 午前10時10分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館3階 市長公室	
出席者	<p>富岡市長、田中副市長、三好教育長、神田市長公室長、重岡危機管理監、上野総務部長、宮村市民環境部長、内田福祉部長、三田こども・健康部長、小酒井都市建設部長、田中会計管理者、木村上下水道部長、木村議会事務局長、二見学校教育部長、比留間生涯学習部長、渡辺監査委員事務局長（担当課）</p> <p>中川上下水道部次長兼水道施設課長、小野澤水道経営課長、斎藤同課長補佐、阿蘇同課庶務係長（事務局）</p> <p>太田市長公室次長兼政策企画課長、新井同課長補佐、同課政策企画係櫻澤主任、稲葉市長公室参事兼秘書課長</p>	
会議内容	<p>1 朝霞市水道事業経営戦略（案）</p> <p>2 平成30年第4回朝霞市議会定例会提出議案</p>	
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市水道事業経営戦略（案） ・朝霞市水道事業経営戦略<ポイント> ・朝霞市水道事業経営戦略用語集 ・平成30年第4回朝霞市議会定例会提出議案一覧表 	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁	

その他の 必要事項	
審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）	

【議題】

1 朝霞市水道事業経営戦略（案）について

【説明】

（担当課：小野澤水道経営課長）

朝霞市水道事業経営戦略（案）について、説明する。

まず、全体構成は全6章からなっており、1章で策定趣旨、2章で現状、3章で課題、4章で経営方針、5章で投資財政計画、6章で今後の経営状況、最後に財政収支計画と整理している。

総ページが48ページに渡るので、別に用意したA4版1枚の経営戦略のポイントにまとめている。

はじめに、本編の1ページ、この経営戦略の策定について、総務省が公営企業に対し、将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、中長期的な経営の基本となる計画の策定を要請し、平成32年度までに全ての公営企業が策定することになっている。

これを受け本市水道事業においても、平成29年度に策定の業務委託を発注した後、今年度、更に内部で検討を行いとりまとめたものである。

これまでの本市の水道事業は、事業認可に基づき、創設から平成11年度ごろまで増加し続ける人口に対応できるように多くの拡張事業を企業債を活用し行ってきたが、近年では、年間給水量等の減少に伴う浄水場の廃止や、多額の費用が必要となる老朽化施設及び浄水場設備の更新時期を迎えたことから、これらの事業の実施時期に見合った財源が確保されるよう投資と財源の均衡を図る計画を策定することが必要となったものである。

ただし、既に平成23年度に策定した水道事業基本計画によって、60年分の施設の更新計画を策定しているため、この計画に基づいて、引き続き事業を実施するための投資計画とそれに見合う財政計画の収入支出のバランスの均衡を図った平成31年度から平成40年度までの10年間の計画を策定したものである。

それでは、ポイントの1番上の囲みの「水道事業の現状及び課題」をご覧いただきたい。左に小さくP2から30とあるのは、本編で対応しているページとなっている。

まず、水道事業の現状は、先ほども少し述べたように、既に拡張期を終え、耐用年数を迎えた施設設備の更新の時期に変化している。

こうした中、余剰な施設は廃止するとともに、現在は耐震化事業、浄水場設備更新事業、老朽管更新事業の大きく3つの事業を実施している。

また、平成10年度から料金改定を行っていない中、多額となる事業を自己資金である内部留保資金のみで賄うには厳しいため、平成27年度から企業債が対象となる事業については全て企業債を活用し、事業を進めているところである。

しかしながら、これらの事業を現状のまま実施していくと企業債残高は増加し、内部留保資金は減少することとなる。

ここで本編の26ページ、図3-3、黒色の折れ線グラフが示す年度末資金残高につ

いては、平成25年度末では約22億円あったが、2年後の平成27年度末には、約9億円減少し、残高が約13億円となっている。

また、企業債に関しては、27ページの図3-4未償還元金推移で、平成26年度末で39億円まで減少したが、平成27年度末から上昇し始め、今年度末には約50億円と増加しており、今後も企業債を活用して事業を進めていく予定なので、将来への負担を先送りしているという現状である。

なお、このことについては、監査委員の意見書に「次世代に過重な負担を強いることがないように、適正な料金水準による受益者負担のあり方について具体策が必要である」と指摘もいただいている。

ポイントに戻り、2番目の囲みの「経営方針」について、先ほど申し上げた現状と課題等を改善し、次世代に安心して永続的な水道事業経営を実施していけるように、経営方針を定めた。

基本理念は「次世代に安心つなぐ水道水」とし、施設の更新サイクルが恒久的に維持できよう、施設整備では必要な事業を進めつつ、需要に合せた施設の廃止や効率化を進め、また、事業経営では事業費の平準化や遊休資産の有効活用を図るなど経営の効率化及び健全化を検討し、水道料金以外の財源の確保を図ることとしている。

次に3番目の囲みの「事業の健全運営」で、経営方針に基づく財政面での特徴的な取り組みとして次の2つを挙げている。

1つ目に資金残高20億円の確保で、これには内容が2つあり、1つは年間を通して、多額な工事費用の支払いなどにより変動する自己資金を安定的に運転できる資金として10億円、もう1つは平成40年度以降に実施しなければならない浄水場の更新費用の備えとして、また、副次的に大規模災害時の復旧資金にもなりえる資金としての10億円とし、合計で20億円の内部留保資金を確保することを目標としている。

2つ目に老朽管更新事業は、今後、恒久的に実施し続けていかなければならないため、平成34年度からは企業債の対象から外すことにした。これにより、企業債の借入残高の増加を抑えることが可能となる。

次に4番目の囲みの「投資・財政計画」について説明する。

投資・財政計画では、老朽管更新事業を企業債から外したことにより、企業債の対象は耐震化事業と浄水場設備更新事業のみとなり、投資の平準化を図るため多額の費用を要する浄水場更新事業に見通しが立つ平成35年度以降からは、抑えていた老朽管更新事業の推進を図ることとしている。

これらを踏まえた結果を、最後の囲みの今後の経営状況に示している。

ここでは、政策調整会議での意見を反映した点もあるので、本編36ページをご覧ください。

まず給水収益の基となる水需要については、図6-1にあるとおり人口は増加、給水量は減少の将来推計値としている。ただし、平成29年度の給水量においては増加に転じたことから増加分を翌年度以降の推計に加味した数値とし、不確定要素が強いことから毎年詳細に把握していくこととしている。

次に39ページ、図6-6の黒い折れ線グラフの自己資金では、経営方針に基づき事

業を実施すると、平成34年度に資金残高が10億円を割り込み、平成37年度にはマイナスとなってしまふ。

一方で、図6-7の黒い折れ線グラフでは、平成40年度の企業債残高は平成31年度とほぼ同水準に抑えられる見込となっている。

40ページ、41ページでは、この不足する資金を賄うために、改めて経営方針実現のために財政の見通しと、事業の実施方針をまとめるとともに、給水収益以外の財源の検討経過も記述している。

42ページ、⑧の給水収益では、最終的に経営方針による財政均衡を図るための不足財源を給水収益である水道料金収入に求めると、平成34年度に29%のアップの試算となったものである。

これによる収益は、43ページの図6-8の赤色折れ線グラフに示している。ただし、この場合に市民に対して一時的に急激な負担増となることから、黒色の折れ線グラフにあるように、平成34年度に15%改定で運転資金の確保を図り、さらに平成38年度に15%改定とすることで、企業債の計画的活用と運用資金の確保を目指すことにより負担感の軽減を図ることが望ましいとしたものである。

なお、図6-8と6-9の青色の折れ線グラフは料金改定を行わずに現行料金とした場合の給水収益と資金残高の推計を示している。

参考に現行料金の水準については本編15ページをご覧くださいと、本市は県内58事業体中、高いほうから51番目となっている。

42ページの⑧給水収益に戻り、最後の段落では、しかしながら料金改定は4年後を予定しており、改定率等は現段階での将来見込み値から算定していることから、改定を行う際には今後の決算状況等を踏まえ、再度、将来見込みなどを行い改定率等を検討することとしている。また、その際には水道審議会を始め市民の意見を踏まえた事業の展開を図っていくこととしている。

最後に、策定経過について、直近では、去る8月23日に水道審議会(案)の報告を行い、さらに9月11日から10月10日までパブリックコメントを行ったところである。

また、本日はこの庁議において本案を本市の経営戦略として決定してよろしいか、諮るものである。

今後については、12月議会の全員協議会で説明を行い、その後公表に向けて事務を進めたいと考えている。

説明は、以上である。

(太田市長公室次長兼政策企画課長)

本件は、政策調整会議で審議をしている。政策調整会議での審議について、市長公室長から報告をお願いします。

(神田市長公室長)

11月5日に行われた政策調整会議の審議の概要について報告する。

まず、自己資金20億円のうち、運転資金10億円と更に10億円が必要ということの根拠は何かという質問に対し、泉水浄水場と岡浄水場は、建築後20年くらい経っており、設備更新に巨額の費用がかかる。その準備のため10億円確保する必要があると説明があった。

続いて、来年10月に予定されている消費税の改定について、水道料金に転嫁しないのかという質問に対し、消費税は転嫁せざるを得ないと考えていると説明があった。

次に、県水は平成32年度まで値上げをしないとのことだが、今後影響はないのかという質問に対し、県水の値上げは公表されていないので、影響は分からない。県水の単価、決算状況も併せて3～5年後には経営戦略の見直しをしなければならないと考えていると説明があった。

次に、「給水人口・給水量の見通し」について、給水人口は右肩上がり、給水量は減っていているが、そのようになるのかという質問に対し、給水人口は、総合計画と同様に計画期間中は増加と見込んでいる。給水量は、平成29年度で一時的に上がってはいるが、今後も下がっていくと見込んでいると説明があった。

次に、朝霞市の給水量は全国的な傾向と一致しているのかという質問に対し、全国的には人口も給水量も減少傾向である。近隣市では人口は微増または横ばいだが、給水量は減少傾向にあると説明があった。

次に、平成29年度に給水量が増えた原因や傾向について分析できていないと料金改定の正当性が問われてしまうのではないかと質問に対し、主に事業所の大口の使用量が増えている。また、個人の需要は雪が降った日に突出して増えているなど、色々な要因があるので平成29年度の数字をそのまま使うことは難しいと回答があった。

次に、改定率を15%とする根拠について、本文から改定率の見直しの余地があることが読み取れないという意見に対し、経営戦略は10年間の必要な事業費を試算して、それに対する財源がどれだけ確保できるか。そして、その収支ギャップは埋めるとすれば、議論はあるところだが現時点で、安定した収入である水道料金で補てんするとしたら、この率での改定が必要となるということを見込んだものである。経営戦略では財源と投資を均衡させなくてはならないので、この改定率としたと説明があった。

次に、水道料金の見直しという見出しで、15%改定する計画としました。とまとめると、決定のように読み取れてしまうのではないかと。

平成29年度の給水量の補足をしたり、給水量が下がる傾向のことや全国的な傾向等に触れる必要があるのではないかと。

また、図表番号を入れて分かるようにした方が良いといった意見があった。

さらに、パブコメで水道料金の見直し等について質問等はなかったかという質問に対して、「将来見通しの状況から値上げは不可避と考えるが、値上げの必要性は市民によく説明し共有していくことが必要」といった意見をいただいていると説明があった。

最後に、料金回収率の将来見通しで、料金回収率が右肩下がりとなっているが、その理由は何かないのかという質問に対し、料金回収率は給水原価と供給単価の割合で、供給単価について料金改定を行わない場合、設備更新等により減価償却費が増えることで給水原価が10年間で13円程度上がることが見込まれることから料金回収率が下が

っていると説明があった。

これらの意見等を踏まえ、第6章の今後の経営状況を中心として必要な補足説明を加えることや、図表の番号など必要な修正を求めることとし、庁議に諮ることとした。

【質疑等】

(富岡市長)

資料はどこを修正したのか。

(木村上下水道部長)

40ページを1ページだったものを2ページ半に増やした。内容は資金調達と水道料金の見直しという題目で水道料金の見直しに限った内容だったが、それを経営戦略のまとめという形で内容を追加した。

41ページの(4)のように水道料金以外の収益についても掲載をした。

(神田市長公室長)

44ページの今後の検討課題についても、書きぶりを整理していただいている。

【結果】

提案のとおり、決定する。

【議題】

2 平成30年第4回朝霞市議会定例会提出議案について

【説明】

(上野総務部長)

本議会に提案した議案について、説明する。

まず、議案第71号 平成30年度朝霞市一般会計補正予算第2号。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、3億7,106万6,000円の増額で、これを含めた累計額は、423億8,414万4,000円となっている。

次に、第2表繰越明許費補正は、県議会議員選挙執行事業について、年度内に完了することが困難なため、翌年度に繰り越すものである。

第3表債務負担行為補正については、議長車等運行業務事業など5事業について、来年度以降に、滞りなく事業を執行するため、設定するものである。

歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入について、国庫支出金は、障害者自立支援給付費負担金や児童手当交付金などを増額することにより、1億4,153万8,000円増額している。

県支出金は、障害者自立支援給付費負担金や障害児入所給付費等負担金などを増額することにより、7,178万3,000円増額している。

寄附金は、民生費指定寄附金など、1,782万4,000円増額している。

繰入金は、財政調整基金繰入金を、1億3,005万6,000円増額している。

諸収入は、新たに地域介護・福祉空間整備補助金返還金、再商品合理化配分金を986万5,000円計上している。

次に、歳出について、人件費補正では、職員等の人事異動等ともなう補正額を計上している。給与費明細書の特別職について、長等の欄は市長及び副市長、教育長が該当し、期末手当及び共済費の増額分が22万円となる。報酬は県議会議員選挙の執行分である。一般職の全体としては7,498万2,000円の減額となる。

次に、人件費以外の概要は、まず、総務費では、政策総務費において寄附金の受け入れ先としてオリンピック・パラリンピック事業に係るイベント運営委託料等の経費を計上している。また、県議会議員選挙費において選挙日程を考慮し平成30年度に必要な事務等にかかる経費を計上している。また、斎場費において新たに祭壇購入費を計上するが、全体では、1,900万4,000円の減額となっている。

民生費では、障害福祉費において、実績に伴い介護給付・訓練等給付費負担金等を増額している。また、高齢者福祉総務費で介護保険利用者負担軽減対策費補助金を増額するほか、高齢者福祉費において、新たに介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金返還金を計上している。また、児童措置費において、実績に伴い児童手当を増額しているほか、保育園費において、寄附金の受け入れ先として子育て支援センターの消耗品費を増額することで、全体では2億3,488万5,000円増額している。

衛生費では、母子保健事業費において、実績に伴い未熟児養育医療給付費を増額している。また、塵灰処理費においてクリーンセンターの光熱水費などを増額することにより、全体では3,803万6,000円の増額となっている。

農林水産業費では、農業振興費において既存農園整備工事や農業近代化設備事業費補助金などを増額することにより、全体では104万8,000円の増額となっている。

商工費では、商工総務費において、ふるさと納税事業支援サービス委託料を増額している。また、商工業振興対策費では中小企業融資利子補給補助金などを増額することにより、全体では5,775万1,000円の増額となっている。

土木費では、道路維持費において道路照明灯修繕工事などを増額するほか、河川費において、排水機場の光熱水費を増額している。また、児童遊園費において、地権者からの返還要望に伴い児童遊園の遊具等撤去工事を計上するほか、緑化推進費において、生け垣設置奨励補助金を増額することにより、全体では2,742万2,000円の増額となっている。

教育費では、小学校費及び中学校費の学校管理費において、光熱水費などを増額している。また、文化財保護費において、実績に伴い埋蔵文化財の調査に係る重機借上げ料を増額するほか、公民館費において、各公民館の光熱水費などを増額している。また、図書館費において、新たに図書館のソファ購入費を計上することにより、全体では3,492万8,000円の増額となっている。

以上が、議案第71号の概要である。

(三田こども・健康部長)

議案第72号 平成30年度朝霞市国民健康保険特別会計補正予算第2号。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億6,449万7,000円の増額で、これを含めた累計額は、111億4,469万9,000円となっている。

次に、歳入歳出の概要を申し上げる。

歳入では、県支出金は、療養給付費等の増加が見込まれることから、1億6,422万7,000円増額し、繰入金の一般会計繰入金は、補正予算の収支不足に対応するため事務費繰入金を、27万円増額している。

次に、歳出では、総務費は、平成30年度の国保制度改正に伴う電算システム改造委託料として、一般管理費を27万円を増額し、保険給付費は、医療費の上半期の給付実績やその推移を踏まえ、予算不足が見込まれるため、1億6,422万7,000円増額している。

(木村上下水道部長)

議案第73号 平成30年度朝霞市朝霞都市計画下水道事業特別会計補正予算第2号。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ、197万8,000円の増額で、これを含めた累計額は、16億9,432万円となっている。

次に、歳入歳出の概要を申し上げる。

まず、歳入は、繰入金で、一般会計繰入金を197万8,000円増額している。

次に、歳出は、下水道総務費で、職員の人事異動等にともない、人件費を減額する一方、平成29年度決算における消費税の確定申告にともない、料金徴収業務委託料から流用し消費税を納入したことから料金徴収業務委託料を増額するほか、今年度末に予定している消費税の中間申告に伴い消費税を増額することにより、197万8,000円増額している。

議案第74号 平成30年度朝霞市水道事業会計補正予算第1号。

今回の補正額は、資本的収入及び支出のうち、資本的支出の建設改良費を職員の人事異動等にともない、給与費を41万7,000円増額している。

(上野総務部長)

議案第75号 市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容については、職員の給与条例において勤勉手当の引き上げに係る議案を提出していることを踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当について、平成30年度は12月期を0.05か月分引き上げ、年間支給月数を4.45か月とし、平成31年度以降については、6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

なお、これらの改正のうち、平成30年12月期の期末手当については、公布の日から、平成31年度以降の期末手当の期別の配分については、平成31年4月1日から施

行したいと考えている。

議案第76号 朝霞市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容については、平成30年8月10日に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、行政職の職員の給料を平均で0.20パーセント、金額で636円引き上げるとともに、平成30年12月期の勤勉手当の支給月数を0.05か月分引き上げ、平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の6月期と12月期の年間の配分を改めるものである。

なお、これらの改正のうち、給料及び平成30年12月期の勤勉手当の支給月数については公布の日から、平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当の期別の配分については、平成31年4月1日から施行したいと考えている。

(小酒井都市建設部長)

議案第77号 朝霞市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容については、本年3月1日に告示された朝霞市都市計画地区計画のうち、根岸台3丁目地区の積水化学東京工場の跡地の地区整備計画に基づき、建築基準法第68条の2により、新たに当該地区の建築物の用途、容積率の最高限度、敷地面積の最低限度、高さの最高限度の制限を定めるものである。

条例化することによって、罰則規定や建築承認申請の審査対象項目にすることかでき、より実効性を高める趣旨である。

なお、この改正については、公布の日から施行したいと考えている。

議案第78号 市道路線の認定。

今回認定する路線は、幸町3丁目地区地区計画の都市計画決定等にもない、既存道路2路線を認定するものである。

旧四小跡地の西側の部分、市道871号線と872号線で、議会の議決後、路線の認定、区域決定、供用開始の告示を順次行う予定である。

(比留間生涯学習部長)

議案第79号 工事請負契約の締結。

工事名は、朝霞市立総合体育館改修工(第1期)で、工事の概要については、総合体育館のメインアリーナ及びサブアリーナの壁面に輻射熱式空調設備を設置し、また、1階多目的トイレ及び2階男子トイレ、女子トイレの改修を行うものである。

入札の経過については、9月27日に入札参加要件を定めた一般競争入札を行ったところ、7者が応札し、その結果、株式会社飯沼工務店が、2億9,462万4,000円で落札した。

については、株式会社飯沼工務店と請負契約を締結したく、提案した次第である。

(渡辺監査委員事務局長)

議案第80号 監査委員選任に関する同意を求めること。

朝霞市の監査委員のうち、石川孝之氏の任期が平成31年1月16日をもって満了となるが、同氏を再び委員に選任したく、ここに提案する次第である。

石川氏の任期は現在2期目で、8年目である。

【結果】

提案のとおり、決定する。

【閉会】